

要介護認定情報・介護レセプト等情報の提供に関する有識者会議（第8回）
有識者からの主な意見

1. 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」の施行に向けた検討について（報告）

- ・ 幅広い主体の利活用を進めるうえでは、データ使用目的の公益性やデータの安全管理・匿名性の担保等に関する審査および指導監督を徹底すべきであり、国において、申請にかかる一定の基準や運用ルールを設ける必要がある。

2. 「要介護認定情報・介護レセプト等情報の提供に関するガイドライン」改正について

- 1) 研究成果を確認するための用語を新たに定義づけたことは重要であり、中間生成物・最終生成物・成果物の取り扱いを徹底する必要がある。
- 2) 今回の改正で、要介護認定情報等のデータ措置報告書は利用場所ごとに提出、利用実績報告書は公表後3ヶ月以内に提出と定めた点は適切である。

3. 「要介護認定情報・介護レセプト等情報の提供に関する有識者会議議事要旨

令和2年3月12日に書面開催で行われた表記有識者会議では、1件の介護レセプト情報等の提供申出について審査が行われ、以下のような結論となりました。

今後、有識者会議の結論を踏まえ、提供依頼申出の承諾を正式に決定した上で、改めて具体的な提供先等について公表することとしております。

○条件付き承諾： 1件